

非行少年・再犯防止支援ハンドブック（案）



再出発の相談 3

地域で暮らすのが不安 5

住まい 6

仕事 7

お金 8

市役所での手続 9

障害・高齢 11

こころの健康 13

支援団体とのつながり 16

再犯防止について 17

具体的な支援 19

相談支援事例 23

その他の相談窓口 26

船橋市

船橋市では、令和6年3月に「船橋市再犯防止推進計画」を策定し、犯罪や非行の経験がある方々の立ち直りを支援するとともに、すべての市民が安全で安心して暮らせる社会を目指しています。

新たな人生の一步を踏み出そうとしているあなたを応援するため、このハンドブックを作成しました。

● 立ち直りを目指すあなたへ

立ち直りを目指すあなたは、過去に過ちを犯したかもしれません。ですが、人は誰もが間違いを犯す可能性があり、そして誰もが変わる力を持っています。

あなたの再出発を支える支援は、住まい、仕事、医療、心のケアなど多岐にわたります。

しかし、大切なことは、あなたが孤立せず、地域社会の一員として受け入れられ、尊重されること、また、あなた自身も地域社会の一員として周りを受け入れることです。

再出発の道のりは決して平坦ではないかもしれませんが、しかし、あなたは一人ではありません。船橋市には、あなたの立ち直りを支える多くの人々がいます。行政や専門家、ボランティア、そして地域の人々が、あなたの新しい人生を応援しています。

● 再犯防止は、私たちの地域全体の課題です

犯罪や非行から立ち直ろうとする人が、安心して暮らせる地域づくりは、すべての人の安全と安心にもつながります。再犯防止は、特別な人だけの課題ではありません。「安心して生活できる社会」を地域全体でつくる取組です。

● 立ち直りを支えるのは「制度」だけではありません

人が変わっていかうとすると、本当に力になるのは、「見守ってくれる誰か」の存在です。

それは、家族かもしれないし、支援者、地域の人、或いはこの冊子を読んでいるあなたかもしれません。

地域で支えるとは、「何かをしてあげる」ことではなく、「孤立させない」こと。

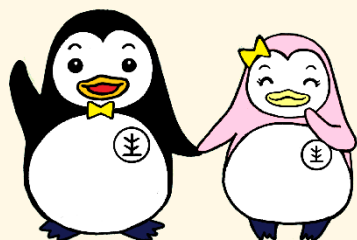
立ち直りを目指す人も、それを支える人も、地域の一員として、ともに暮らしていくための力が求められています。

● このハンドブックに込めた想い

このハンドブックは、再出発を目指す人が「何を使えるか」を知るための道しるべであり、支援に携わる人が「どう関わられるか」を学ぶための手引きでもあります。ハンドブックの中では更生保護マスコットキャラクターの「ホゴちゃん」や「サラちゃん」が様々な支援制度や相談窓口を紹介しています。

船橋市では、生活を立て直そうとする人と「ともに歩む」姿勢を大切にしています。

この冊子が、あなたにとって、必要な支援や人とつながる一歩になりますように。



船橋市

更生保護マスコットキャラクター
ホゴちゃんとサラちゃん

「あなたは今、どんなことで悩んでいますか？」

犯罪や非行をした後、あなたが社会の中で生活していくに当たって、いろいろと思ひどおりにいかないことがあるかもしれません。

「犯罪や非行をする前の関わりを断ちたいけど、ほかに相談できる人がいない」

「働きたいけど、なかなか仕事が決まらない」「仕事が決まっても、上手くなじめない」

「家を借りたいけど、なかなか審査がとおらない」「お金が足りなくて生活が苦しい」

「初めて住むまちで生活をやり直したいけど、市役所の手続とか、何をすればいいかわからない」

「いつも不安。こころの不調を感じる」

このようなことやほかのことも含めて、社会で生活していくに当たって、予想もしていなかったようなことに悩んだとき。

地域には、あなたの相談できる場所があります。あなたの生活のことを一緒になって考えてくれる存在がいます。

ひとりで抱え込まずに、まずは誰かに話してみてください。

再出発を目指すあなたの相談を幅広くお聞きし、応援する相談窓口を紹介します。

犯罪・非行の相談窓口

犯罪・非行の地域相談窓口「りすたば」 (千葉保護観察所)

TEL 043-204-7791 (千葉)

月～金(祝休日・年末年始除) 9～17時

千葉市中央区中央港 1-11-3 千葉地方合同庁舎6階

千葉法務少年支援センター

TEL 043-251-4970

月～金(祝休日・年末年始除) 9～17時

千葉市稲毛区天台 1-12-9



犯罪・非行の地域相談窓口「りすたば」ってどんなところ？

保護観察所が設置している相談窓口で、専門の職員が困りごと・悩みごとを聞いてくれて、相談内容に応じたアドバイスや、様々な支援の紹介や調整をしてくれるよ。



そうなんだね。どうやって利用するの？

まずは保護観察所に、電話で申し込むんだよ。

「りすたばを使いたい」と伝えて、相談日時を決めるんだ。電話でも相談を聞いてくれるよ。

他には、「法務少年支援センター」という相談窓口もあるよ。



「法務少年支援センター」はどんな相談窓口なの？

「法務少年支援センター」は、少年鑑別所に設置されている相談窓口で、非行などの悩みごとのある本人や家族などからの心理相談をしてくれるよ。

未成年だけでなく、成年の相談も受けているんだ。

悩めること、困っていることがあれば、まずは電話で問い合わせしてみるといいよ。



社会での再出発に向けて、相談できる、頼れる存在が身近にいない。

そんなときに相談できる場所があるんだね。



市内に相談できる場所はあるの？

市内には「更生保護サポートセンター」があるよ。



更生保護サポートセンターは、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪・非行の予防を図る活動をする「保護司」の活動の拠点となっていて、地域住民の犯罪や非行の相談を聞いてくれるんだ。



地域のことをよくわかってきている人が悩みを聞いてくれるのは心強いね。

「保護司」はそのほかにも、保護観察官と一緒に保護観察をしたり、犯罪や非行をした人が刑務所や少年院から社会復帰をしたとき、スムーズに生活ができるように、釈放後の住まいや仕事のことなどの生活環境の調整や相談も行っているよ。



保護司の活動拠点・相談窓口

船橋地区 更生保護サポートセンター

TEL 047-440-8450

月～金（祝休日・年末年始除） 9時30分～16時30分

湊町 2-10-18 千葉県船橋合同庁舎 3階

あなたが生活を送るなかで、あるいは、再出発後の生活をイメージしたときに、どんな困りごとがあるでしょうか？
いくつか困りごとの例をあげて、困ったときに相談できる場所を紹介します。自分に当てはまるもの、あるいは当てはまりそうなものがあれば、そのページをご覧ください、ちょっとした悩みでも、相談してみてください。



Ⅰ 地域で暮らすことへの不安について

○「刑務所や少年院からの出所（院）に向けて不安。出所（院）前からその後の生活の相談をしたい。」



「**地域で暮らすのが不安。戻る前に相談したい**」という人はどうすればいいのかな。

刑務所や少年院には、出所（院）後の社会復帰を手助けするための職員がいて、
住まいのこと、仕事のこと、福祉サービスなどの支援を調整してくれるよ。



刑務所や少年院から出る前に、不安に思っていることは、ためらわずに職員の人に相談するといいよ。



そうなんだね。刑務所や少年院の職員に相談すると、どういう支援が受けられるの？

たとえば相談した人が出所（院）後に住む予定の地域の支援機関、

船橋市では「**保健と福祉の総合相談窓口 さーくる**」や、

障害のある人は**基幹相談支援センター「ふらっと船橋」**などが支援を行っているんだけど、

刑務所や少年院は、本人の状況を見ながら、千葉県と連携して、支援機関に支援をお願いしてくれるよ。



なるほど。出所（院）前から、出た後のことを考えておくのも大事なんだね。

うん。とても大事なことだよ。出所（院）後の社会復帰を手助けする機関は色々あるけれど、
本人がどういう環境で暮らしたいか、ということと一緒に考えることを大切にしているよ。



出所（院）の前に、出所（院）後の生活について本人と面談をすることもあるよ。



自分の生活のことを一緒になって考えてくれる存在がいるのはとても心強いね。

不安なことがあるときは、ひとりで抱え込まずに、誰かに話してみることが大事だね。

出所・出院後の環境づくりを行う支援機関

生活困窮者のほか、内容及び対象を限定せず総合的に相談対応
船橋市「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」

TEL 047-495-7111

月～金（祝休日・年末年始除）9～17時

本町 1-10-10 船橋商工会議所会館1階

障害のある人の相談対応

基幹相談支援センター ふらっと船橋

TEL 047-495-6777

月～土（祝休日・年末年始除）10～18時

海神 1-31-31 ジュネス海神 101号室

2 住まいについて

○「出所・出院後の住まいがない場合、どうする？」



住まい探しの相談はどこにすればいいんだろう…

住まい探しから、家賃のこと、緊急連絡先の問題とか色々相談したいんだけど…

船橋市では主に 2 つの窓口が「住まいの総合相談窓口」になっていて、一緒に考えてくれるよ。

船橋市「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」と「住まいるサポート船橋」だね。



そうなんだね。それぞれどんな特徴があるの？

「さーくる」は生活困窮者を中心に、幅広い相談に対応しているよ。一方、「住まいるサポート船橋」は賃貸物件情報の提供を中心に支援しているよ。どちらに相談しても連携して対応してくれるんだ。



なかなか住まいが見つからなかったらどうしよう。家のことだけでなく、他にも色々悩みがあるんだよね。

住まい探しが難しいケースについては、県の指定を受けて住まいの支援を行う

「居住支援法人」などとも連携しながら、住まいのことを考えてくれるよ。

それと、住まいのこと以外に色々な悩みごとがある場合でも、船橋市では支援機関同士が話し合っ、支援を検討してくれる仕組みになっているから、ほかの悩みごともあるなら、まずは話してみるといいよ。



住まいの問題で困っている人にとって心強い支援体制だね。ありがとう。

住まいの総合相談窓口	
生活困窮者のほか、内容及び対象を限定せず総合的に相談対応 船橋市「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」 TEL 047-495-7111 月～金（祝休日・年末年始除）9～17 時 本町 1-10-10 船橋商工会議所会館1階 （支援の例） 住まい、仕事の相談など、生活の相談全般	賃貸物件情報の提供を中心に、住まいの相談に対応 住まいるサポート船橋 TEL 047-437-0055 月～金（祝休日・年末年始除）9～17 時 本町 2-7-8 船橋市福祉ビル 3 階 （支援の例） 物件情報の提供、物件の内覧や契約時の同行
居住支援法人	
住宅確保要配慮者の相談を受け、住まい探しのお手伝いや、入居後の生活支援などを提供 県内で活動する居住支援法人の一覧（千葉県ホームページ） https://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/seisaku/safetynet/kyojushienhoujin.html （支援の例） 住まい探しに関する相談対応、家賃債務保証、安否確認・見守り、緊急連絡先の提供	



刑務所・少年院などを出所（院）した人の自立のための一時的な宿泊場所 「更生保護施設」「自立準備ホーム」

更生保護施設と自立準備ホームは、刑務所・少年院などを出所（院）した人が、社会に戻るための橋渡しをする施設です。

これらの施設では一定の期間、宿泊場所や食事の提供のほか、生活指導や様々な講習が受けられます。施設で規則正しい生活を送りながら、社会復帰に必要なスキルを身につけていきます。

施設で生活できる期間は個人ごとに保護観察所が決定しますが、平均して 2～3 か月程度です。その期間の中で、仕事やその後の住まいを見つけるなどして、自立に向けた準備をします。

「更生保護施設」や「自立準備ホーム」についての相談は、千葉保護観察所（043-204-7791）にお問合せください。

3 仕事について

○「仕事を探すときは、どこに相談できる？」



仕事の相談に関連する窓口について、教えて。

相談の内容によって、様々な相談窓口があるんだ。



「ハローワーク」では、具体的な仕事先の紹介を受けられるよ。

「ジョブカフェ」では、仕事の適性の相談や、応募書類の作成のアドバイス、面接の練習などのサービスを受けられるよ。

「地域若者サポートステーション」では、就職先を探す一歩手前のサポートとして、個別面談や、職場体験、グループワークなどの訓練を受けられるよ。



そうなんだね。働く前に、まずは社会とのかかわりとか、コミュニケーションとかに不安があるっていう人もいるよね。

すぐに働くのが難しい人に向けては、「就労準備支援事業」っていうのがあって、



就労に向けた支援を受けられるんだ。この支援を受けるには、「さーくる」に相談する必要があるよ。



一人ひとりの状況や段階に合わせて、色んな窓口があるんだね。

参考になったよ。ありがとう。

仕事の相談窓口	
仕事の紹介や雇用の相談など ハローワーク船橋 TEL 047-420-8609 月～金（祝休日・年末年始除）8時30分～17時15分 本町 2-1-1 船橋スクエア 21ビル （支援の例） 仕事の紹介、雇用の相談・支援	15～39 歳の方のための総合的な就職支援 ジョブカフェちば TEL 047-426-8471 月～金（祝休日・年末年始除）9～18時（受付は17時まで） 本町 1-3-1 フェイスビル 9階 （支援の例） 仕事の適性診断、書類の添削、面接練習、求人情報の提供
15～49 歳の方のための就労に向けた一歩手前の支援 ふなばし地域若者サポートステーション TEL 047-437-6003 火～土（祝休日・年末年始除）9～16時 湊町 2-1-2 Y.M.A Office ビル 5階 （支援の例） コミュニケーション講座、職業体験、ビジネスマナー講座、パソコン講座、個別面接	就労準備支援事業（すぐに働くことが難しい人） 船橋市「保健と福祉の総合相談窓口 さーくる」 TEL 047-495-7111 メール circle@kazenomura.jp 月～金（祝休日・年末年始除）9～17時 本町 1-10-10 船橋商工会議所会館1階 （支援の例） グループワーク、実習体験、ボランティア体験



犯罪・非行の前歴を理解したうえで立ち直りを支援する雇用主

「協力雇用主」

協力雇用主とは、犯罪・非行の前歴のために仕事に就くことが容易でない刑務所から出所した人などを、その事情を理解したうえで雇用し、立ち直りを助ける事業主の方々です。

協力雇用主は、犯罪や非行をした人への仕事の機会の提供に加えて、就労生活が継続するように指導・助言を行うなどの支援も行います。

日本全国には、約 25,000 の協力雇用主の方々があります。千葉県にも多くの協力雇用主がいます。

「前歴を分かってくれる協力雇用主のもとで働きたい」という方は、千葉保護観察所（043-204-7791）にご相談ください。

4 生活費について

○「お金がなくて困ったら？」



お金がなくて生活に困ったとき、どうすればいいかな。

お金がなくて困っている人を支援する制度としては「生活保護」があるよ。

日常生活費をまかなう「生活扶助」、家賃などの「住宅扶助」、医療費を補助する「医療扶助」のほか、「教育扶助」や「介護扶助」などが用意されているよ。



そうなんだね。「生活保護」ってだれでも申請できるの？

「生活保護」は国民の権利だから、生活が苦しいと感じたら、ためらわずに相談するのがいいよ。



「仕事も決まって働いているんだけど給料日までの生活費が足りない」

みたいな状況だと、何か支援は受けられるかな？

一時的に生活費に困っている人に向けては、「社会福祉協議会」で生活費（食費等）の貸付けを行っているよ。



お金の相談	
生活保護 船橋市生活支援課 TEL 047-436-2360 月～金（祝休日・年末年始除）9～17時 湊町 2-1-4	一時的な生活費（食費等）の貸付 船橋市社会福祉協議会 TEL 047-431-5877 月～金（祝休日・年末年始除）9～17時 本町 2-7-8 船橋市福祉ビル 3 階



生活費に困っている人に

「闇バイト」に気を付けて！犯罪に加担しないために それ、「バイト」ではなく「犯罪」です!!

「闇バイト」とは

- X(旧 Twitter)や Instagram などの SNS で「高額」「即日即金」「ホワイト案件」等、簡単に高収入が得られるかの
ように甘い言葉で募集しています
- シグナルやテレグラムといった秘匿性の高いアプリに誘導して個人情報を送信させます
- 詐欺の受け子や出し子、強盗の実行犯など犯罪組織の手先として利用され、犯罪者となってしまいます

一度でも「闇バイト」をしてしまうと…

- やめたいと思っても、応募したときに送った個人情報から「家に行く」「家族に危害を加える」などと犯罪組織から脅さ
れて、抜け出せなくなります
- 抜け出せずに犯罪を続ければ、警察は必ず逮捕します
- 逮捕された後に待ち受けるのは懲役や被害者への損害賠償
- もちろん犯罪組織は助けてくれず「闇バイト」は使い捨てです

「闇バイト」に手を出さないために

- 仕事やアルバイトを探すときは「高額バイト」「即日即金」「簡単高収入」など甘い言葉にだまされないでください!
- 楽をして大金を稼げる仕事やアルバイトは存在しません

「闇バイトから抜け出せない…」「脅されている…」「申し込んでしまった…」

困ったら勇気を持って引き返し、すぐに相談してください

警察相談ダイヤル #9110 緊急の時は 110 番 ヤング・テレホン・コーナー 03-3580-4970

5 市役所での手続など

○出所後の手続など



ここでは、刑務所や少年院から出所（院）した後、市役所などで行う必要がある手続をいくつか紹介するよ。

ご自身の状況によって、必要な手続と不要な手続があるので、詳しくは問合せ先まで相談してね。

市外から船橋市へ住所を変更したときに必要な手続の例

手続の種類

住民登録 (転入届)	引っ越してきてから 14 日以内に、転出証明書と届出人の本人確認ができるものを持参して、戸籍住民課または船橋駅前総合窓口センター、各出張所で手続をしてください。	戸籍住民課(1 階) 047-436-2265
印鑑登録	印鑑と本人確認ができるものを持参して、戸籍住民課または船橋駅前総合窓口センター、各出張所・連絡所で手続をしてください。	戸籍住民課(1 階) 047-436-2270
国民健康保険	国保年金課または船橋駅前総合窓口センター、各出張所で加入の手続をしてください。	国保年金課(1 階) 047-436-2395
後期高齢者医療制度	後期高齢者医療制度の対象者(原則として 75 歳以上の方)は、国保年金課の高齢者医療係または船橋駅前総合窓口センター、各出張所で手続をしてください(県外からの場合は、負担区分証明を持参してください)。	国保年金課(1 階) 047-436-2395
原動機付自転車	届出者の本人確認ができるもの、前登録地の市区町村発行の廃車証明書を持参し、市民税課または船橋駅前総合窓口センター、各出張所で登録手続をしてください。	市民税課(2 階) 047-436-2203
身体障害者手帳 療育手帳	手帳を持参して、障害福祉課で住所変更などの手続をしてください。	障害福祉課(2 階) 047-436-2345
精神障害者保健 福祉手帳	手帳を持参して、障害福祉課で住所変更などの手続をしてください。	障害福祉課(2 階) 047-436-2729
障害福祉サー ビス	障害支援区分認定をすでに受けている方は、引っ越してきてから 14 日以内に、前住所地の市町村で発行した「障害支援区分認定証明書」を持参し、障害福祉課で手続をしてください。	障害福祉課(2 階) 047-436-2343
介護保険	要介護(要支援)認定をすでに受けている方は、引っ越してきてから 14 日以内に、介護保険課または船橋駅前総合窓口センター、各出張所で手続をしてください(前住所地の市区町村で「受給資格証明書」が発行された場合は持参してください)。	介護保険課(3 階) 047-436-2302
子ども医療費 児童手当	子育て給付課または船橋駅前総合窓口センター、各出張所・連絡所で申請手続をしてください。	子育て給付課(3 階) 047-436-2316
母子健康手帳	妊娠中の方、乳児のいる方は、市役所 1 階母子健康手帳交付コーナー・船橋駅前総合窓口センター・各保健センターで健康診査受診票の交換・交付を受けてください。	各保健センター 中央 047-423-2111 東部 047-466-1383 北部 047-449-7600 西部 047-302-2626
飼い犬の登録	犬鑑札を持参して、動物愛護指導センター・保健所衛生指導課で登録変更の手続をしてください。	動物愛護指導センター 047-435-3916 保健所衛生指導課 047-409-2598

ごみ	クリーン推進課、戸籍住民課、船橋駅前総合窓口センター、各出張所・連絡所で、ごみの分別方法や地域別収集日を書いた「家庭ごみの出し方」（兼ごみ収集カレンダー）を配布しています。	クリーン推進課（4 階） 047-436-2434
下水道	千葉県企業局 県水お客様センターにご連絡ください。 千葉県企業局 県水お客様センター 0570-001-245（ナビダイヤル） ナビダイヤルを利用できない場合 043-310-0321 習志野市企業局の上水道の地域にお住まいの方は、習志野市企業局に上水道のお手続きも必要になります。 習志野市企業局 料金センター 047-475-3320	下水道総務課（5 階） 047-436-2643
公立小中学校への転校	市役所や船橋駅前総合窓口センター、各出張所で転入のお手続き後に転入学通知を発行します。申請の際は、在学証明書など前籍校から、渡された書類をご持参ください。（事前に転入予定の学校へご連絡してください）	学務課（7 階） 047-436-2853
霊園 霊堂（納骨堂）	市営霊園・霊堂をご利用の方は、環境保全課に住所変更の手続きをしてください。	環境保全課（4 階） 047-436-2402

刑務所や少年院にいた間の各種保険料の減免

刑務所や少年院に収容されていた期間などの各種保険料については、申請により減額・免除が受けられる場合があります。

減免の手続には、「**在所証明書**」（収監証明書、留置期間証明書など）が必要となりますので、収容されている刑務所に申し出て証明書の発行を受けてください。

対象となる保険料	手続の方法	問合せ
国民年金保険料	市又は年金事務所 (来庁・郵送・マイナポータル)	国保年金課 047- 436-2282
国民健康保険料	市に申請（来庁・郵送）	国保年金課 047-436-2395
後期高齢者医療保険料	市に申請（来庁・郵送）	国保年金課 047-436-2395
介護保険料	市に申請（来庁・郵送）	介護保険課 047-436-2303

運転免許証

問合せ 千葉県警察本部 運転免許課 043-274-2000

刑務所への入所等によりやむを得ず運転免許証の有効期間が過ぎてしまった場合に、新たに免許を取得するための特別な手続があります。この手続は、刑務所等からの出所（院）後、1 か月以内に学科試験、適性試験、講習を受けていただく必要があります。千葉県内では「千葉運転免許センター」及び「流山運転免許センター」で手続が可能です。この手続には、在所証明書が必要です。

マイナンバーカードの特急発行による交付

問合せ 戸籍住民課 047-436-2272

刑務所や少年院に収容されていた人などは、釈放後、初めてマイナンバーカードの交付を受けようとするときに限り、申請によりマイナンバーカードの特急発行を受けることができます。この手続には、在所証明書が必要です。

この手続では、1～2 か月程かかっている通常発行より早い日数でマイナンバーカードを発行することができます。

- 手数料 初回交付の場合は無料 2 回目以降は条件によって 2,000 円

不在者投票

問合せ 選挙管理委員会事務局 047-436-2733

刑事事件でまだ判決が確定していない状態で身柄を拘束されている人は、投票所に赴くことなく、身柄を拘束されている刑事施設や留置場等において投票することができます。

拘束中に投票を希望する人は、身柄を拘束されている刑務所や留置場などの職員に投票用紙の請求を依頼してください。

なお、刑が確定し刑務所などに収容されている人は、公職選挙法により選挙権を有しません。

6 障害のある方、高齢者の方

○障害による生活上の困りごと



障害のある人の生活の相談はどこでできるかな？

「サービスを使いたいけど、どのサービスが自分に合うかわからない」とか、
「市役所での手続きが難しいので、一緒に手伝ってほしい」とか。

船橋には障害者の様々な困りごとに対応する「**基幹相談支援センター ふらっと船橋**」という相談窓口があるよ。

「ふらっと船橋」も含めて、障害者本人や家族などへの相談支援を行う「**障害者(児)総合相談窓口**」が

市内に4か所あるんだ。



障害のある人の相談窓口	
基幹相談支援センター ふらっと船橋 TEL 047-495-6777 月～土(祝休日・年末年始除) 10～18時 海神 1-31-31 ジュネス海神 101号室	株式会社朝日ケアコンサルタント テレサ会 船橋事業所 TEL 047-469-3173 月～金(祝休日・年末年始除) 9～17時 高根台 3-15-5 3階
ヴェルフ藤原 TEL 047-430-7836 月～金(祝休日・年末年始除) 9～17時 藤原 8-17-1	アシスト TEL 047-402-3561 月～金(祝休日・年末年始除) 9～17時 松が丘 4-56-5
(相談例) ・障害福祉サービスを利用したいが、どのサービスが自身に合っているか分からず困っている。 ・自身では障害年金等の行政手続きが難しいので一緒に手伝ってほしい。 ・転居等による手続きや不動産関係書類の内容確認や物件内覧への同行。 ・他者とのコミュニケーションが苦手で、上手く伝えられない。 ・医療機関受診に向けての流れや手続きなどの情報が欲しい。 ※各機関の担当エリアがありますので、障害福祉課(047-436-2343)にご確認ください。	



ヘルプマーク、ヘルプカード、ヘルプシールについて

船橋市では、聴覚障害、視覚障害、義足や内部障害の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい人が、周囲に配慮を知らせることで援助を得やすくなるよう、ストラップ型の「**ヘルプマーク**」、緊急連絡先・必要な支援内容などを記載できる「**ヘルプカード**」、周囲に理解してほしいことや、配慮をお願いしたいことをスムーズに伝えるための「**ヘルプシール**」を配布しています。

ヘルプマーク		ヘルプマークをストラップなどでカバンなどにつけ、外出時に身につけます。 これにより、周囲の人に「援助や配慮を必要としている」ことを伝えやすくなります。
ヘルプカード		ご自身の障害への理解や支援を求めるために、必要な情報をご記載ください。 カードホルダーに入れて身につけるなど、できるだけわかりやすい状態でお持ちください。
ヘルプシール		ご自身のヘルプマークやパスケース、障害者手帳等に貼り付けてご利用ください。 自由記入欄に配慮や支援をお願いしたいことを記入し、利用していただくこともできます。

○高齢による生活上の困りごと



高齢者の生活や健康のことなど相談できる場所はあるのかな？

船橋市には14か所の「地域包括支援センター」と15か所の「在宅介護支援センター」があるよ。

高齢者の皆さんやその家族からの介護や福祉、医療、健康、認知症のことなどの様々な相談に応じ、支援を行っているよ。困ったときは、まず地域包括支援センターまたは在宅介護支援センターに相談してね。



中部圏域	中部地域包括支援センター 047-423-2551 北本町1-16-55保健福祉センター1階	
	夏見在宅介護支援センター 047-460-1203 米ヶ崎町691-1特別養護老人ホームさわやか苑内	夏見、夏見町、夏見台、米ヶ崎町
	高根・金杉在宅介護支援センター 047-406-8765 金杉町141-2船橋健恒会ケアセンター内	高根町、金杉町、金杉、金杉台、緑台
	新高根・芝山、高根台地域包括支援センター 047-404-7061 芝山1-39-7フォンテヌ芝山104	芝山、新高根、高根台7丁目
東部圏域	高根台在宅介護支援センター 047-774-0412 高根台2-11-1千葉徳洲会病院内	高根台(7丁目除く)
	東部地域包括支援センター 047-490-4171 薬円台5-31-1社会福祉会館3階	
	二宮・飯山満在宅介護支援センター 047-461-9993 飯山満町2-519-3船橋市ケア・リハビリセンター内	二宮、飯山満町、滝台町、滝台
	薬円台在宅介護支援センター 047-402-2713 薬円台5-6-1 ますがたビル102	薬円台、薬園台町、七林町
	前原地域包括支援センター 047-403-3201 前原西2-29-10青空ビル1階	前原東、前原西、中野木
	三山・田喜野井地域包括支援センター 047-403-5155 三山6-41-24田屋ビル103	三山、田喜野井、習志野
	習志野台地域包括支援センター 047-462-0002 習志野台2-71-15 ACE 202	習志野台、西習志野
西部圏域	西部地域包括支援センター 047-302-2628 本郷町457-1西部消防保健センター4階	
	葛飾在宅介護支援センター 047-410-0072 西船2-21-12船橋市特別養護老人ホーム朋松苑内	山野町、印内町、葛飾町、本郷町、古作町、古作、西船、印内、東中山
	中山在宅介護支援センター 047-302-3212 二子町492-26-102	二子町、本中山
	塚田地域包括支援センター 047-404-7221 前貝塚町535-10ハイム ルーエ	行田町、行田、山手、北本町、前貝塚町、旭町
	法典地域包括支援センター 047-430-4140 馬込西1-2-10寿ビルA101 藤原サブセンター 047-407-1555 藤原3-2-15西部福祉会館1階	丸山、上山町、馬込西、馬込町、藤原
南部圏域	南部地域包括支援センター 047-436-2883 湊町2-8-11市役所別館1階	
	湊町在宅介護支援センター 047-409-1270 湊町2-11-3 AS湊町ビル402	本町3丁目、湊町、浜町、若松、日の出、西浦、栄町、潮見町、高瀬町
	海神在宅介護支援センター 047-410-1230 海神6-7-5-102	南本町、海神、海神町、海神町東、海神町西、海神町南、南海神
	官本・本町地域包括支援センター 047-401-0341 官本4-19-12ヨモギダビル101	官本、市場、東船橋、東町、駿河台
	本町在宅介護支援センター 047-407-3577 本町6-9-6 R FIELDS FUNABASHI II 402	本町(3丁目除く)
北部圏域	北部地域包括支援センター 047-440-7935 三咲7-24-1北部福祉会館1階	
	三咲在宅介護支援センター 047-460-9300 三咲4-1-11-104	三咲町、三咲、南三咲
	松が丘在宅介護支援センター 047-461-3465 松が丘1-33-4ひばりの丘デイサービスセンター内	松が丘
	大穴在宅介護支援センター 047-400-2355 大穴北7-22-1老人保健施設千葉徳洲苑内	大穴町、大穴南、大穴北
	二和・八木が谷地域包括支援センター 047-448-7115 二和東6-17-39	二和東、二和西
	八木が谷在宅介護支援センター 047-448-6300 咲が丘3-11-4	八木が谷町、咲が丘、みやぎ台、八木が谷、高野台
	豊富・坪井地域包括支援センター 047-457-3331 神保町117-8 小室サブセンター 047-404-7902 小室町3319-2	古和釜町、小室町、小野田町、大神保町、神保町、車方町、鈴身町、豊富町、金堀町、楠が山町
	坪井在宅介護支援センター 047-469-1100 坪井西2-1-9	坪井東、坪井西、坪井町



介護予防・介護に関するサービスや適切な対応窓口の情報を
得られる身近な事業所 「高齢者まちかど案内所」

「介護予防や介護サービスを知りたい」「自宅をバリアフリー化したいけど、どこに相談すればいいの」といった市民の皆さんの相談に対して、令和元年10月1日から介護保険事業所や薬局、接骨院・整骨院、はり・きゅう・マッサージ施設など身近にある事業所が適切な機関へつなぐ「船橋市高齢者まちかど案内所事業」を行っています。右のステッカーが貼ってある事業所が協力事業所の目印です。

同事業により、市民の皆さんが適切な機関へスムーズに問い合わせることが可能になります。



7 健康・医療

〇こころの健康



こころの健康について、教えて。

「いつもと何か違う」って感じるとき、例えば「眠れない」とか、「憂うつだ」「疲れやすい」「集中力がない」「食欲がない」「人に会いたくない」「自分を責める」「お酒やギャンブルがやめられない」とか、心の不調を疑った方がよいと言われているよ。



そうなんだね。不調に気付いたとき、どうすればいいんだろう？

困ったときは、一人で抱え込んじゃいけないよ。わずかな変化でも、話してみよう。こころの相談ができる場所もあって、話に耳を傾け、気持ちに寄り添ってくれるよ。



どんな相談場所があるの？

船橋市の「保健所」では、「こころの相談」を行っているよ。精神保健福祉士や保健師が話を聞いてくれて、医療や福祉の情報やアドバイスをくれるんだ。千葉県でも「精神保健福祉センター」を設置していて、こころの健康に関する相談を行っているよ。



こころの相談窓口

船橋市保健所 保健総務課 精神保健福祉係

TEL 047-409-2859

月～金（祝休日・年末年始除）9～17時

北本町 1-16-55 市保健福祉センター2階

千葉県精神保健福祉センター

TEL 043-307-3360

月～金（祝休日・年末年始除）9～18時30分



うつ病自己チェック

「ストレスが続くと自分でも気がつかないうちに、うつ状態になっている場合があります。まず、自分のこころの健康状態をチェックしてみましょう。

- 1 毎日の生活に充実感がない
- 2 これまで楽しんでやれていたことが、楽しめなくなった
- 3 以前は楽にできていたことが、今ではおっくうに感じられる
- 4 自分が役に立つ人間だとは思えない
- 5 わけもなく疲れたような感じがする

上にあげた状態のうち2項目以上が2週間以上、ほとんど毎日続いていて、そのためにつらい気持ちになったり、毎日の生活に支障が出たりしている場合にはうつ病の可能性がありますので、医療機関、保健所などにご相談ください。

この他に、眠れない、食欲がない、頭が重いなどといった身体症状があり検査しても異常がなかったり治療しても改善しないときには、うつ病の可能性も考えてみてください。



病院を受診したいという場合は、どんな医療機関があるのかな。

精神科医療機関を紹介するよ。事前に問い合わせ、予約してみるといいよ。



病院名	住所	TEL
総武病院 電話相談室専用電話	市場 3-3-1	047-422-2171 047-422-0035
千葉病院	飯山満町 2-508	047-466-2176
船橋北病院 受診入院相談初診受付	金堀町 521-36	047-457-7151 047-457-7000
あしたの風クリニック	金杉町 159-2	047-429-3111
心の風クリニック	本町 1-26-2 船橋 SF ビル 3 階	047-422-1750
立松クリニック	前原西 2-14-1 ダイアパレス津田沼 502	047-493-0710
秋元クリニック	東船橋 3-33-3 ストーンフィールドビル 2 階	047-422-0221
高根台メンタルクリニック	高根台 1-2-2 プラザ街 2 階	047-468-6806
東武塚田クリニック	前貝塚町 565-12	047-430-3322
にじの空クリニック	本町 6-2-20 ゼブラ船橋 6 階	047-424-0287
サンメディカル船橋クリニック	本町 7-6-1 イトヨーカドー船橋店東館 3 階	047-422-3300
矢走クリニック(令和7年6月3日より休診中)	夏見 1-1-3	047-422-0711
こころクリニック船橋	本町 6-2-19 日光屋ビル 3 階	047-460-1716
西船橋駅前心療内科	西船 4-22-1 4 階	047-420-8515
西船ゆうなぎ診療所	印内町564-6 西船 TK ビル 3 階	047-468-8370
こころの健康クリニック津田沼	前原西 2-13-13 大塚ビル 4 階	047-455-7300
いけだハートクリニック船橋駅前診療所	本町 7-5-19 ヤマケンビル 4 階	047-425-8875
船橋市立医療センター	金杉 1-21-1	047-438-3321
船橋二和病院附属ふたわ診療所	二和東 3-16-1	047-448-7660
きたなら駅上ほっとクリニック 訪問診療	習志野台 3-1-1 エキタきたなら 3 階	047-401-1707 047-402-2116
セコメディック病院	豊富町 696-1	047-457-9900
板倉病院	本町 2-10-1	047-431-2662
津田沼駅前心療内科	前原西 2-14-2 津田沼駅前安田ビル 10 階	047-477-2277
船橋はるかぜクリニック	本町 1-9-11 ドーイチビル 2 階	047-497-8495
下総中山メンタルクリニック	本中山 2-10-1 ミレニティ中山 4 階	047-302-7234
ゆうココロのクリニック	本中山 2-15-12	047-329-2781
海神ほっとクリニック	海神 4-1-14	047-431-0034
平安堂こころのクリニック	前原西 2-11-11 平安堂医療ビル 4 階	047-407-3819

※こちらに掲載されていない医療機関の情報は「医療情報ネット(ナビイ)」から調べることができます。



精神科医師による相談(予約制)

保健所では、精神科医師によるご相談もお受けしております。

※事前に相談内容をお聞きしてから、ご予約を受け付けます。

例えば「統合失調症やうつ病、アルコール依存症などの精神的な病気が疑われる」「治療を中断して病状が悪化している」などで対応にお困りの方が、医師から医学的なアドバイスを受けることができます。

病院やクリニックとは違い、保健所では診断やお薬を処方することはできませんのでご了承ください。

- 費用 無料
- 日時 (予約制であり、一部日程が変更している場合がありますので、事前にお問い合わせください。)
 - 第1 火曜日・第2 水曜日(アルコール・ギャンブル相談)・第3 木曜日・第4 金曜日 各日午後1時30分～午後4時
- 予約方法 電話(047-409-2859)
- 場所 船橋市北本町 1-16-55 船橋市保健福祉センター2階(保健所)保健総務課 精神保健福祉係

○依存からの回復と支援について



依存症からの回復をめざすための支援について、教えて。

依存症は、不安や不快から逃れたいという脳の本能から生じる欲求から生じる**病気**だから、

意志だけでそれを抑えるのは簡単なことではないんだ。

大切なのは、1人で抱え込まずに、相談できる誰かに頼ること。様々な機関がサポートを提供しているよ。



どんなサポートがあるの？

相談機関への相談、医療機関への受診、治療プログラム、

回復支援施設の活用や自助グループの参加が考えられるよ。

いくつか紹介するね。様々な専門家や仲間と共に、依存症の問題を一緒に乗り越えていこう。



依存症に悩む人の相談窓口

千葉県こころセンター（千葉県精神保健福祉センター）

TEL 043-307-3781

月～金（祝休日・年末年始除）9時30分～16時30分

千葉市美浜区豊砂6番1

（支援内容）

- 依存症電話相談
- 専門相談（事前予約）・勉強会 … 専門相談（薬物、ギャンブル、アルコール） 勉強会（アルコール）
- 〈本人向け〉治療回復プログラム（集団認知行動療法） … 薬物、ギャンブル
- 〈家族向け〉薬物依存症家族教室

船橋市保健所 保健総務課 精神保健福祉係

TEL 047-409-2859

月～金（祝休日・年末年始除）9～17時

北本町1-16-55 市保健福祉センター2階

千葉県依存症専門医療機関

アルコール	船橋北病院	船橋市金堀町 521-36	047-457-7000
	秋元病院	鎌ヶ谷市初富 808-54	047-445-8614
	袖ヶ浦さつき台病院	袖ヶ浦市長浦駅前 5-21	0438-62-1113
	総合病院国保旭中央病院	旭市イの 1326 番地	0479-63-8111
ギャンブル	船橋北病院	船橋市金堀町 521-36	047-457-7000
	秋元病院	鎌ヶ谷市初富 808-54	047-445-8614

※初診は予約が必要ですので、各医療機関へお問い合わせください。

薬物依存症の入院病棟がある医療機関

独立行政法人国立病院機構 下総精神医療センター	千葉市緑区辺田町 578	043-291-1221
-------------------------	--------------	--------------

薬物依存症の入院病棟がある医療機関

千葉ダルク	千葉市中央区白旗3-16-7	043-209-5564
館山ダルク	館山市長須賀 195 館山ウィズホール1	0470-28-5750
リカバリーファーム君津	君津市白駒 315 -1	0439-27-1315
チバマリア依存症リハビリ施設	—	0470-28-5439

自助グループや家族会などは次のページを見てね。



8 支援団体とのつながり

○「一人で不安。共通の悩みを相談し合える場所はあるのでしょうか？」



同じ境遇や問題を抱える当事者同士の「**自助グループ**」というのがあるんだって？

薬物やアルコール、ギャンブルなどの依存や、障害などの問題を抱えた人たちが集まり、
お互いに支え合い、悩みや経験を共有して、問題を克服するためのグループのことだね。



家族の会などもあって、いくつか紹介するよ。

自分一人で抱え込むのは、つらいと思う。同じ悩みをもつ人たちが暖かく迎え入れてくれるよ。

グループへの参加をきっかけに、問題を解決するための糸口を考えてみよう。

アルコール依存 AA (アルコール依存症者本人の会) TEL 03-5957-3506	Al-Anon (アルコール依存症の家族の会) TEL 045-642-8777
薬物依存 NA (薬物依存症本人の会) TEL 03-3902-8869	Nar-Anon (薬物依存症者の家族の会) TEL 03-5951-3571
ギャンブル依存 GA 日本インフォメーションセンター (当事者) TEL 046-240-7279	一般社団法人ギヤマノン日本サービスオフィス (家族・友人) TEL 03-6659-4879
公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会 (家族・友人) TEL 070-4501-9625	NPO 法人全国ギャンブル依存症家族の会 (家族) TEL 090-1404-3327
障害者の家族会 みなと会 TEL 047-432-6267 オアシス家族会 TEL 080-5420-0843	希望の鐘家族会 TEL 047-467-9016

○「ボランティアに参加して地域の人とつながりを持てたい。」



地域の人とつながりを持ちたいという方に向けて、どんな方法があるかな？

ボランティアへの参加を通じて地域の人と交流してみるっていいのかな？

船橋市には「**船橋市ボランティアセンター**」という窓口があって、
そこではボランティア活動の紹介などの支援が受けられるよ。



ボランティアの相談窓口

船橋市ボランティアセンター

TEL 047-431-8808

月～金（祝休日・年末年始除）9～17時

本町 2-7-8 船橋市福祉ビル 3 階

《支援の例》

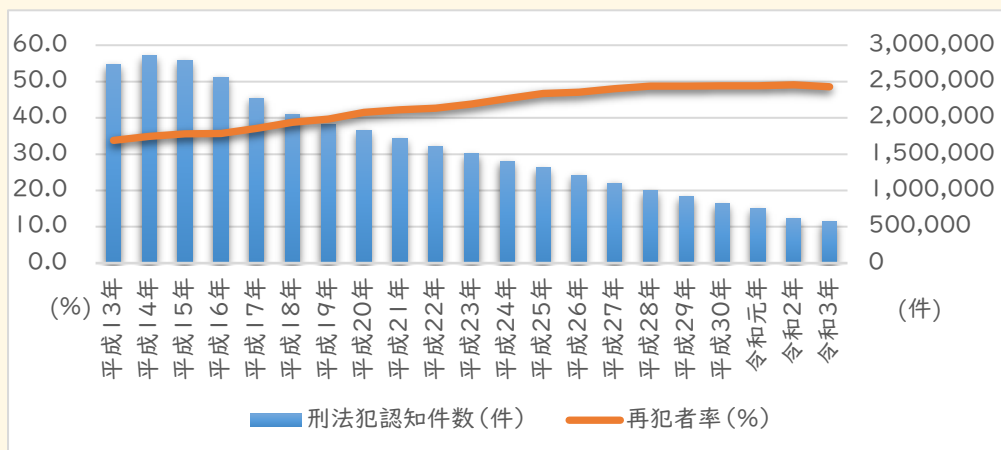
ボランティア活動をしたい人の相談や登録・紹介、ボランティア活動に関する講座や研修会

地域の皆様へ

Ⅰ 再犯防止について

①現状

刑法犯の検挙人員に占める再犯者（検挙された人のうち、以前に検挙されたことがあり、再び検挙された人の割合）の比率（再犯者率）は、近年増加傾向にあり、令和3年には48.6%と、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。



全国的に、初犯者は大きく減っている一方で、再犯者がそこまで減少していないことから、国は、犯罪や非行を繰り返す人を減らすため、平成28年12月に再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）を制定・施行し、国及び地方公共団体が再犯防止に取り組むべきことを明記しました。

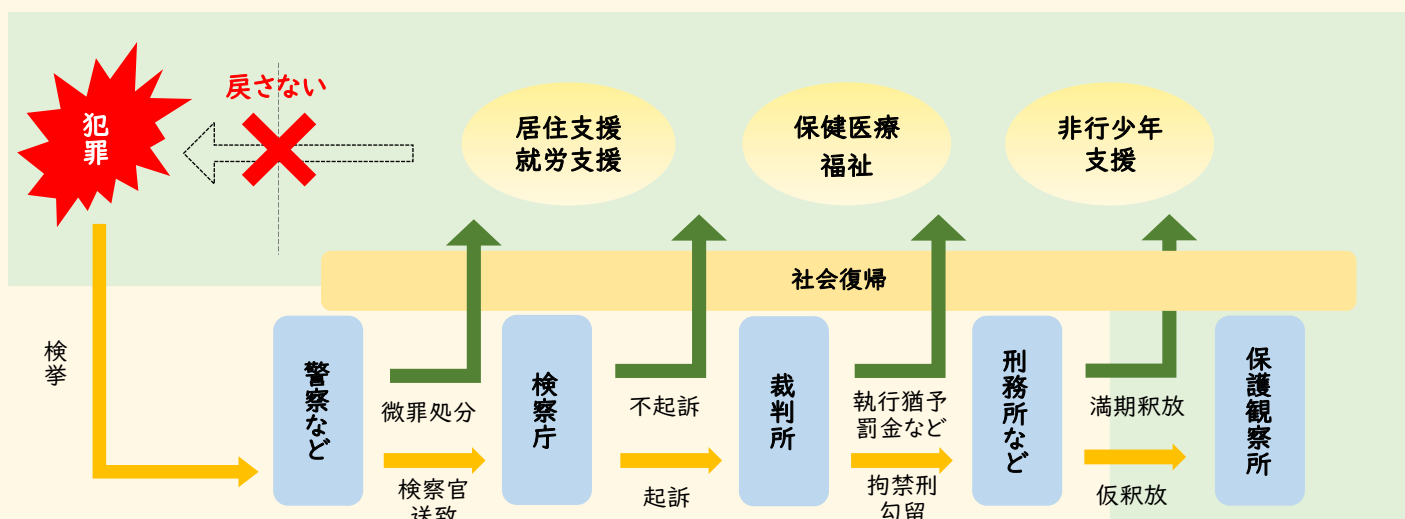
船橋市では、国や千葉県の前記再犯防止推進計画の策定を踏まえ、令和6年3月に「船橋市再犯防止推進計画（令和6年度～令和8年度）」を策定しました。

②犯罪や非行をした人が地域社会に戻るまで

犯罪後、起訴猶予となり、地域生活を継続する人もいます。起訴された場合でも、執行猶予や無罪、罰金刑などになれば地域に戻ってきます。

実刑となって刑務所等に入所した場合でも、仮釈放（保護観察を受けながら社会復帰を目指す）や満期釈放等により、いずれは地域に戻ってきます。

犯罪や非行をした人が社会に戻るタイミングは人それぞれです。それぞれのタイミングに応じて、地域で孤立しないための支援が必要です。



③支援者間の連携について

船橋市では、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人の支援を適切に行うため、「船橋市再犯防止推進ネットワーク会議」を設置し、学識経験者、刑事司法関係者、更生保護関係者、学校教育関係者、保健医療・福祉関係者、地域住民や行政機関などがお互いに協力し合って立ち直りを支えるための協議をしています。

しかし、再犯防止・非行少年支援には、会議参加者だけでなく、より広範な関係者の協力が不可欠です。

刑事司法、更生保護、教育、保健医療・福祉、そして地域の皆様一人ひとりの力が、再犯防止と非行少年支援の鍵となります。それぞれの専門性や経験を活かし、それぞれの立場で一緒に寄り添い、考える姿勢が求められます。声を聴き、ひとりにしないことから始まります。

一人の更生は、社会全体の安心と安全につながります。皆様の献身的な努力と協力が、対象者の新たな人生の出発点となり、より安全で調和のとれた地域社会の実現に貢献します。

共に手を取り合い、再犯防止と非行少年支援の輪を広げていきましょう。皆様の継続的な支援と協力に、心より感謝申し上げます。

船橋市再犯防止推進ネットワーク会議(令和6年7月～)

学識経験者	千葉大学
刑事司法関係者	千葉保護観察所、千葉県弁護士会京葉支部、船橋警察署、船橋東警察署、千葉刑務所、八街少年院、市原青年矯正センター、千葉少年鑑別所、千葉地方検察庁
更生保護関係者	船橋地区保護司会、船橋市更生保護女性会、船橋地区更生保護協力雇用主会
学校教育関係者	船橋市小学校長会、船橋市中学校長会
保健医療・福祉関係者	船橋市「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」、基幹相談支援センター「ふらっと船橋」、船橋市社会福祉協議会、船橋市民生児童委員協議会、船橋公共職業安定所、千葉県居住支援法人協議会、船橋市ソーシャルワーカー連絡協議会、千葉県精神保健福祉士協会、千葉県作業療法士会
市民	船橋市自治会連合協議会



船橋市「重層的支援体制整備事業」について

「支援に迷いを感じたら?」「問題が複雑で、様々な機関との連携が必要」

船橋市では、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施している相談支援体制では対応が難しい、複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施し、包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」を実施しています。

支援者の抱える課題の把握や、支援者間の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能を担う「多機関協働事業」においては、市内部の関係課はもちろんのこと、市以外の福祉関係者などの支援者からの相談をきっかけに様々な支援者間で支援の方向性を話し合うなどの対応もしています。

市を含めた様々な支援者間でのケース対応が必要な際は市(福祉政策課 047-436-2383)までご連絡ください。

● 相談支援のイメージ

【本人・家族など】



【身近な相談先】(例: 民生委員、地区社協、学校、クラブ活動、地域の事業所など)



【専門的支援】(例: 医療、障害、介護、生活困窮者、就労、住まいなど)



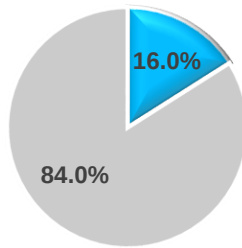
【多機関連携】(多機関協働事業)

2 具体的な支援について

住まい支援

○「住居が決まらない、福祉と連携したい」

刑務所出所時帰住先がない者の割合（令和5年）



■ 刑務所出所時に帰住先がない者の割合 ■ その他

刑務所を満期で出所した人のうち、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所した者の割合は、令和5年においては全国で16%でした。

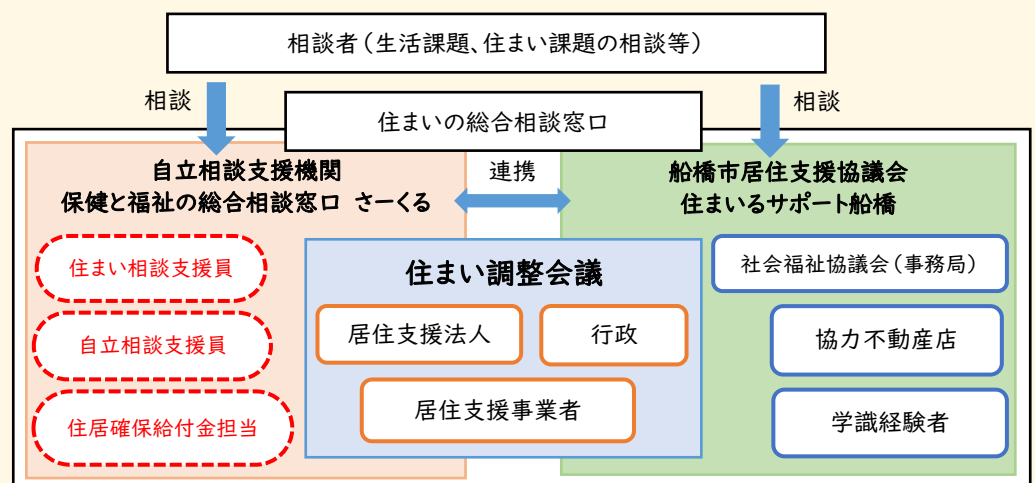
これらの人の2年以内再入率は、更生保護施設等へ入所した仮釈放者に比べて約2倍高くなっているとされています。

このことから明らかなように、適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための欠かせない基盤であり、再犯の防止等を推進する上で最も重要な要素の1つといえます。

ここでは、現状における当市の住まいの相談支援体制について、ご紹介します。

船橋市では、「保健と福祉の総合相談窓口さーくる」と「住まいるサポート船橋」の2機関が住まいの総合相談窓口となっています。

居住支援法人などの住まい支援を行う法人・団体とも連携して支援を行うほか、福祉との連携も行っておりますので、支援に際しお困りの際は、ご相談ください。



再犯を防ぐために保護を行う「更生緊急保護」



「更生緊急保護」ってどんな制度なの？刑務所から出てきた人たちの支援をする制度があるって聞いたよ。

「更生緊急保護」は、刑務所から満期で出所した人などが、すぐに生活に困らないようにする制度だよ。

本人が申し出れば、保護観察所が一定期間、生活の支援をしてくれるよ。



どんな支援をしてくれるの？

宿泊場所や食事の提供、就職の手伝い、それに社会生活に適応するための生活指導などをしてくれるよ。

期間は原則6ヶ月までで、特に必要な場合は最長2年まで延長できるそうだよ。



へえ、結構手厚いんだね。でも、誰でも受けられるわけじゃないんでしょ？

親族からの援助が受けられない人や、福祉などの公的機関からの支援だけでは十分でない人が対象になるよ。本人が保護観察所に申し出る必要があるから、周りが気づいたら、本人に保護観察所への相談を勧めるといいよ。



なるほど。社会に戻る人たちの支えになる大切な制度なんだね。

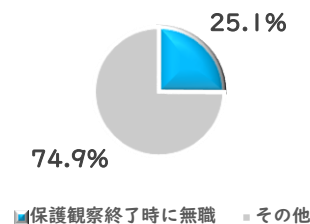
○「仕事を見つける手助けをするには？」

保護観察終了時に無職である者の割合は、全体の約4分の1となっています。また、再入者（受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者）のうち約7割が、再犯時に無職であった人となっています。

不安定な就労状況が再犯リスクに結び付きやすいことから、就労を確保し、生活を安定させることが重要です。

仕事を見つけるための手助けをするにあたって、「協力雇用主」との連携方法について紹介します。

保護観察終了時に無職である者の数及びその割合（令和5年）



実はね、相談のあった人が仕事探して困っているんだ。健康で働く意欲もあるんだけど、犯罪歴があって苦戦しているみたいなんだ。

それは大変だね。でも、そういう場合に役立つ制度があるよ。「**協力雇用主**」って聞いたことある？



いや、初めて聞いたね。それって何？

「協力雇用主」っていうのは、**犯罪歴のある人たちの事情を理解した上で雇用してくれる事業主のこと**なんだ。彼らの社会復帰を手伝う重要な役割を果たしているんだよ。



へえ、そんな制度があるんだ。相談者にとっては希望になりそうだね。でも、どうやってそういう雇用主を見つけるの？

そのための相談窓口があるんだ。主に**保護観察所**か**就労支援事業者機構（機構）**だね。特に機構は法務省から委託を受けて、様々な支援をしているんだ。



具体的にはどんな支援をしているの？

機構は**就職活動支援**や**職場定着支援**、さらには千葉県の機構は厚生労働省の許可を得て**無料職業紹介**も行っているんだ。保護観察対象者だけでなく、**犯罪歴のある人全般を対象**にしているよ。



なるほど。保護観察所と機構、どちらに相談すればいいんだろう？

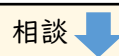
どちらでも大丈夫だよ。お互いに連携してくれるんだ。機構からは協力雇用主の紹介、保護観察所からは必要に応じて生活面の支援調整が受けられるよ。



相談者・支援者（仕事が見つからない・協力雇用主のもとで働きたい）



相談



相談

（犯罪・非行の地域相談窓口）
千葉保護観察所
機構への委託・指導

連携



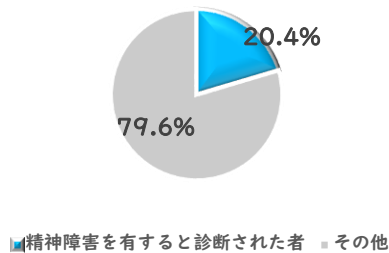
（犯罪・非行をした人の就労支援）
千葉県就労支援事業者機構
更生保護就労支援事業・無料職業紹介事業

医療・メンタルヘルス支援

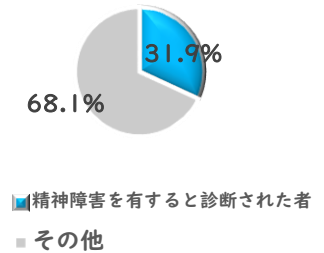
令和5年における入所受刑者及び少年院入院者の人員のうち、精神障害を有すると診断された者の割合は、それぞれ入所受刑者で全体の約2割、少年院入院者で全体の約3割となっています。

罪の背景にある「生きづらさ」を解きほぐし、精神上の問題を抱える人に対しても立ち直りに寄り添う姿勢が大切です。

精神障害を有すると診断された入所受刑者（令和5年）



精神障害を有すると診断された少年院入院者（令和5年）



「こころの問題を抱えている人との関わり」



最近、**こころの問題**を抱えている人が増えているって聞くけど、実際どうなんだろう？

そうだね。実は日本の成人の約 20%、つまり **5 人に 1 人**が生涯に一度は **こころの病気を経験する**と言われているんだ。身近な問題だと言えるよね。



えっ、そんなに多いの？でも、周りにそういう人がいるようには見えないけど...

そう見えないだけかもしれないね。こころの病気は外からは分かりにくいことが多いんだ。でも、いつもと様子が違うとか、SNS の投稿が減ったり、遅刻や休みが増えたりするのは、こころの不調のサインかもしれないんだ。



なるほど。じゃあ、そういう人を見かけたらどうすればいいの？

まず大切なのは、**気づいて声をかけること**だよ。「最近どう？」とか「疲れて見えるけど、体調はどう？」って聞いてみるのがいいんだ。そして、**相手の話をしっかり聴く**ことが重要なんだ。



聴くだけでいいの？何かアドバイスとかしなくていいの？

実は、ただ聴くだけでも相手のこころは楽になるんだ。否定せずに「あるがまま」聴くことが大切なんだよ。そして、必要なら専門家のサポートを受けることを勧めるのもいいね。でも、押し付けずに本人の意思を尊重することが大切だよ。



なるほど。気づいて、声をかけて、話を聴いて、必要ならサポートを勧める。簡単そうで難しそうだけど、大切なことなんだね。

そうだね。でも、こころのサポートをする人自身のケアも忘れちゃいけないよ。自分のこころと体の疲れにも気づいて、楽しみの時間を持つことも大切なんだ。



リスク管理

○「再犯リスクがある場合、どう対応する?」「うちの子が〇〇」



「法務少年支援センター」



最近、うちの子が夜遊びや無断外泊を繰り返すようになって...本当に困ってるんだ。
どうしたらいいか分からなくて。

それは大変だね。実は、似たような悩みを抱えている友人が「法務少年支援センター」に相談して、
良いアドバイスをもらったって聞いたんだ。



法務少年支援センター?初めて聞いたけど、どんなところなの?

そうそう、あまり知られてないかもしれないね。少年鑑別所の相談窓口で、子どもの問題行動に関する
専門的な相談ができる場所なんだ。無料で利用できるし、匿名での相談も可能だよ。



へえ、そうなんだ。でも、「法務」って聞くと少し敷居が高い気がして...

大丈夫だよ。相談員の方々は専門知識を持っていて、親子関係や子どもの心理をよく理解しているんだ。
夜遊びや無断外泊の背景にある問題を一緒に考えてくれるし、
コミュニケーションの取り方や接し方のアドバイスもしてくれるそうだよ。



そう聞くと、ちょっと安心したかも。でも、相談したら子どもを預かってもらえたりするの?

いや、そういうサービスはないみたいだけど、どう対応したらいいかを一緒に考えてくれるんだ。
電話相談もできるし、まずは気軽に問い合わせしてみるのはいかがでしょうか?



そうだね。確かに専門家のアドバイスがあれば心強いかも。ちょっと調べてみるよ。ありがとう。



検察庁が取り組む入口支援(社会復帰支援・再犯防止)とは

刑務所を出所した人などへの支援である「出口支援」に対して、刑務所で服役することなく刑事手続を終えた人(不起訴となったり、罰金刑や執行猶予判決を受けたりして釈放される人)を福祉サービスにつなぐ支援を「入口支援」と言います。

検察庁においても、生きづらさを抱えた人が社会に戻る際に、適切な支援を受けることで、自立した生活を営み、再犯に及ぶことがないよう、多機関と連携しながら入口支援に取り組んでいます。

千葉地方検察庁には、入口支援業務を担当する刑事政策総合支援室が設置され、社会福祉の専門家である社会福祉アドバイザー(社会福祉士、精神保健福祉士)がいます。

社会福祉アドバイザーは、被疑者・被告人と面談したり、その人が地域社会で生活していくための支援を受けられるよう、関係機関に各種手続などを依頼したりしています。

出口支援と同様、入口支援にも、多機関連携が必要不可欠です。入口支援へのご理解、ご協力をお願いします。



令和5年の起訴率は、32.0%だったとされているよ。罪を犯した人のうち、有罪判決を受け、服役する人の割合は少なく、
多くの人は服役することなく地域社会に戻って生活をしているんだ。再犯防止を進めるためには、入口支援もすごく重要だね。

支援事例Ⅰ

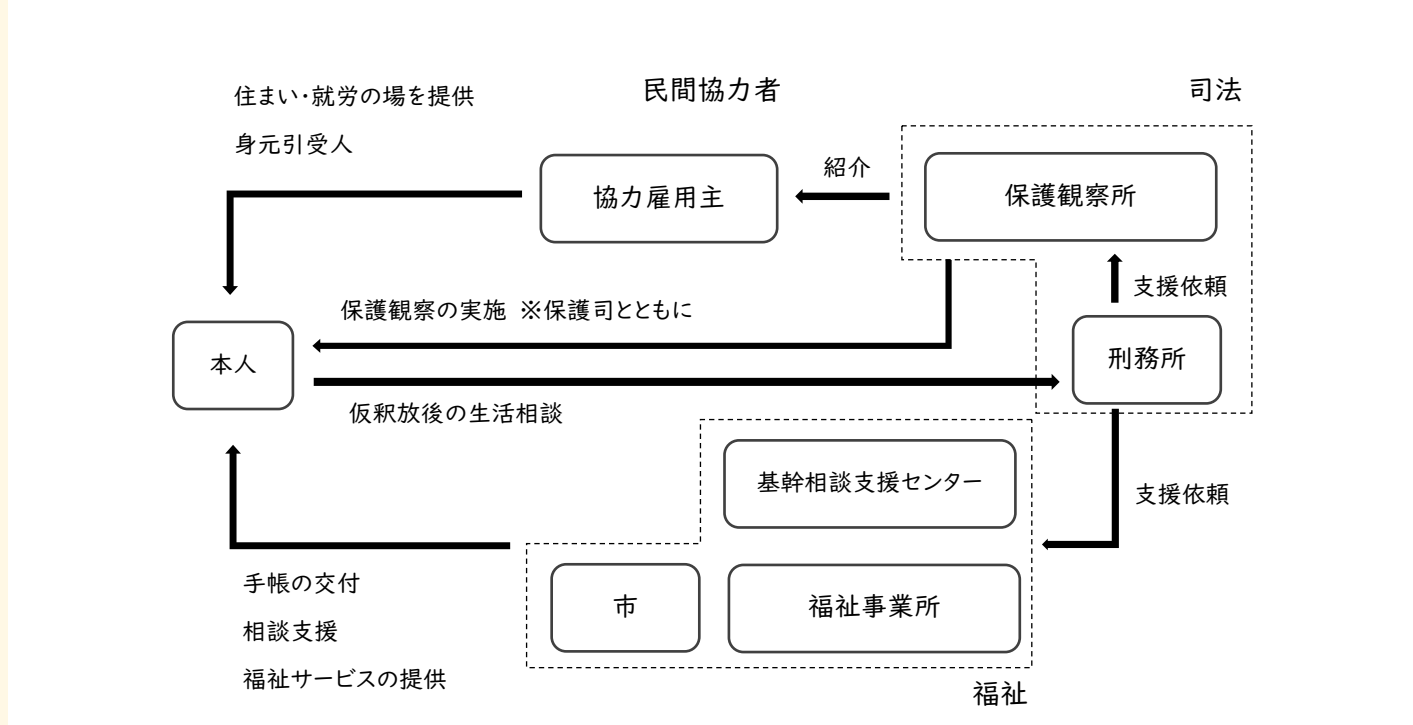
仮釈放後、初めて生活する地域で住み込み就労をする知的障害を抱える若年出所者に対し、複数の機関が支援チームを構成して生活・就労の安定を支援したケース

支援のポイント

- ・司法、福祉、民間協力者の連携
- ・住まいと就労を合わせて提供し、身元引受人となった協力雇用主の存在
- ・出所後も継続的に生活状況を確認し、支援者同士で情報共有を行いながら支援を実施

支援の概要	
生活歴	・刑務所に収容される前に療育手帳を取得していたが、特に活用がなく、期限が切れている。 ・これまで一人で暮らしたことがなく、生活能力が低い。また、これまで就労が長く続いた経験がない。 ・家族は身元引受の意思がなく、本人も家族のもとには帰りたくないと言っている。
支援経緯	・在所中の職業訓練をきっかけに、本人が出所後の住み込みでの就労を希望した。 ・初めての一人暮らしへの不安を口にしていたため、療育手帳・障害区分認定を活用した支援を提供した。
支援内容	・保護観察所において、住み込み就労が可能な協力雇用主の紹介 ・療育手帳の更新、障害程度区分の認定を受け、福祉サービス（地域移行支援、地域定着支援、就労定着支援など）を利用

（相談支援体制のイメージ）



（長期的な課題）

- ・保護観察期間終了後の生活支援

支援事例2

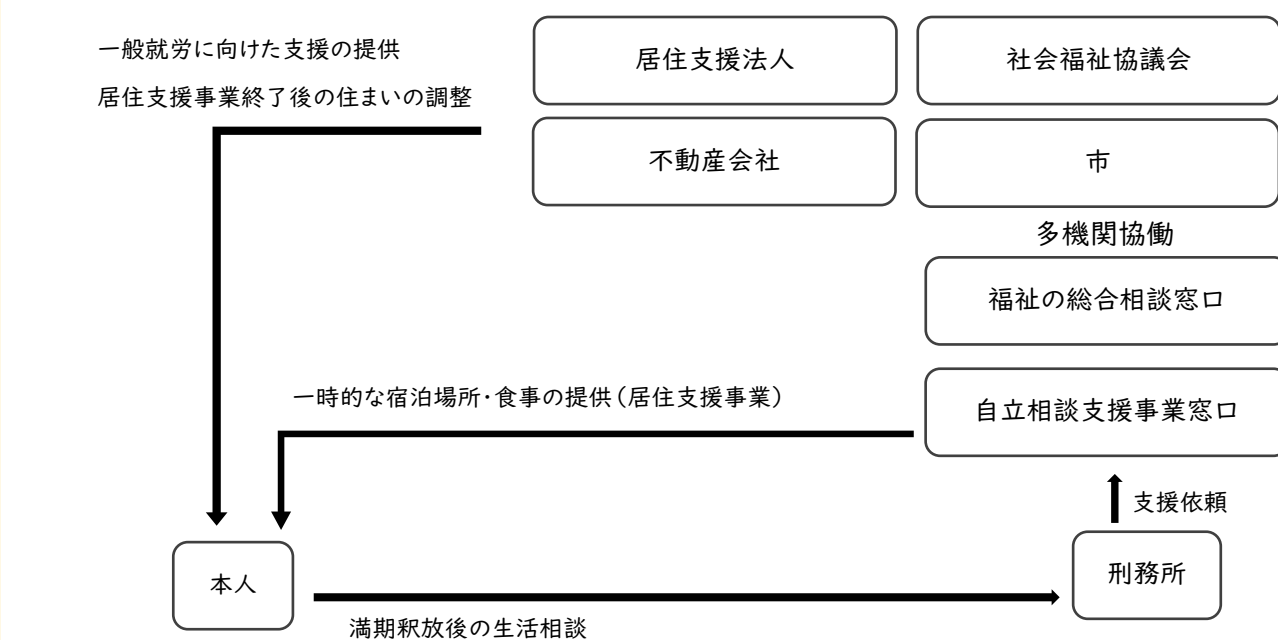
満期釈放後、帰住地がないことに加えて経済的困窮があり、長期にわたる受刑生活により社会生活全般について強い不安感のある出所者に対して、本人の円滑な社会復帰のために総合的な相談支援及び伴走型の支援を行ったケース

支援のポイント

- ・課題が複合化・複雑化しており、継続的な生活支援が必要
- ・出所後すぐに就労を開始することが困難であり、まずは社会生活への適応が必要

支援の概要	
生活歴	・身近に頼れる人がおらず、経済的な問題を起因とするトラブルから長期にわたり刑務所に収容されていた。 ・帰住地がなく仮釈放を受けられなかったことから、満期出所となった。
支援経緯	・長期の受刑生活により、本人の出所後への不安感が強く、課題が複合化・複雑化していたことから、総合的な支援が必要と思料された。
支援内容	・市及び保健と福祉の総合相談窓口において、多機関協働の総合調整 ・住まい支援の実施 ・一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援を実施

（相談支援体制のイメージ）



（長期的な課題）

- ・一般就労への移行
- ・経済的困窮の解消
- ・日常生活の自立に向けた支援

支援事例3

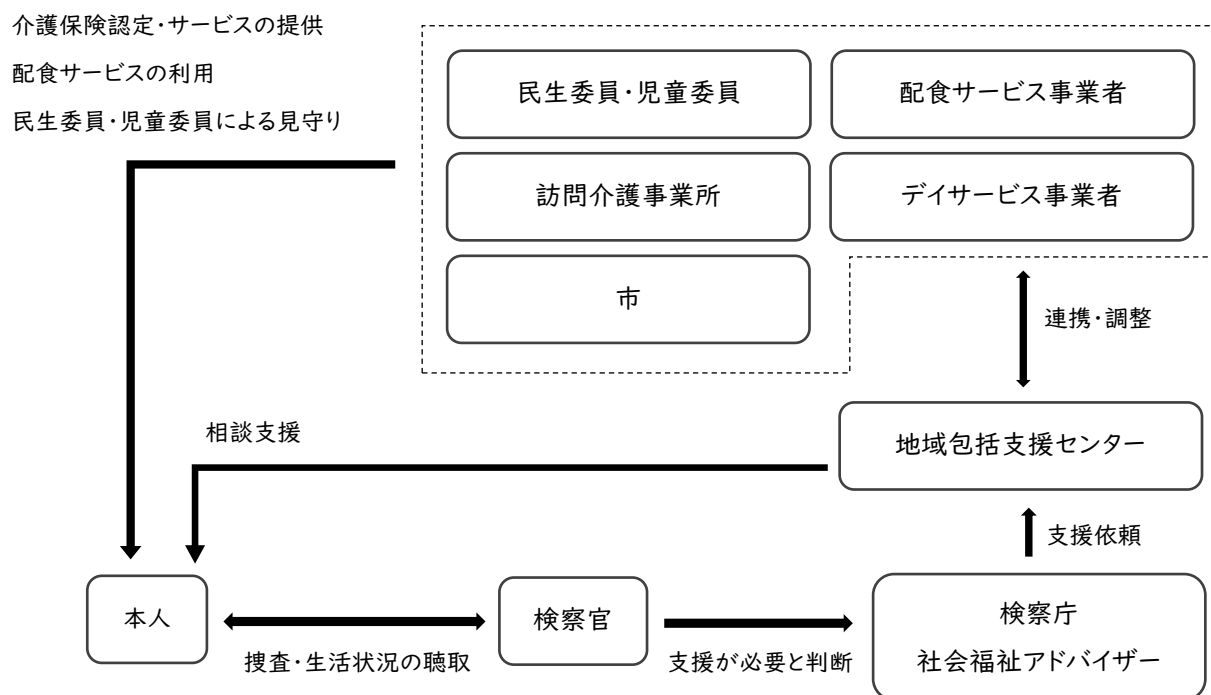
逮捕・勾留後、不起訴となった高齢者について、加齢に伴い日常生活に困難があると考えられたことから、検察庁からの依頼により本人の生活支援を行ったケース

支援のポイント

- ・犯罪の背景に家族との疎遠による孤独・孤立、判断能力の低下が疑われる方への支援
- ・刑務所で服役することなく刑事手続を終えた方を福祉サービスにつなぐ支援（入口支援）

支援の概要	
生活歴	・定年まで仕事をした後、年金の受給もあり経済的には余裕のある生活をしている。 ・結婚歴はなく一人暮らし。もともとは近所に住む兄弟が様子を見に来てくれていたが、兄弟も高齢により徐々に疎遠に。親族からの生活支援は得られない状況。
支援経緯	・検察官の捜査により不起訴となったが、生活状況から支援が必要と判断され、地域包括支援センターに支援を依頼
支援内容	・介護保険の認定、デイサービス・訪問介護の利用 ・配食サービスの利用 ・民生委員・児童委員による見守り

（相談支援体制のイメージ）



（長期的な課題）

- ・自宅での生活が困難になった場合の生活環境の住まい等の調整

その他の相談窓口

○生活、くらし、税金、法律、人権、借金など

窓口・制度	概要	場所	受付	問合せ先
市民生活相談	離婚や相続、家庭問題をはじめ金銭貸借、土地境界問題等、どのような対応策があるかなどの一般的な相談について、専門の相談員と無料で相談することができます。	①市役所1階 市民の声を聞く課 ②フェイスビル 5 階 船橋駅前総合窓口センター	①月～金 9:30～15:00 ②第2土(要予約) 9:15～12:10	市民の声を聞く課 047-436-2787
市民法律相談	離婚や相続、家庭問題をはじめ金銭問題、土地境界問題等、複雑な問題や司法手続、法解釈など専門的な知識を必要とする問題について、弁護士と無料で相談することができます。	①市役所1階 市民の声を聞く課 ②フェイスビル 5 階 船橋駅前総合窓口センター	①月・火・水・金 9:30～14:50 ②木 16:30～19:40 ③第2・4土 9:00～12:10 ※②は要予約	市民の声を聞く課 047-436-2787
税の無料相談	千葉県税理士会船橋支部が地域社会への奉仕の一環として、市民の方等を対象に市役所庁舎内において国税、県税および市税の無料相談を実施しています。	市役所2階税務相談室	水(要予約) 10:00～12:00 13:00～15:00	税務課 047-436-2202
女性のための法律相談	船橋市内に在住・在勤・在学の女性が抱える争いごとなど様々な法律に関する相談に女性弁護士が応じます。(要予約)	フェイスビル 5 階 船橋市男女共同参画センター	第1(木) 9:30-14:30 第3(月) 16:00-20:00 第4(水) 13:00-17:00	男女共同参画センター 047-423-0757
女性の生き方相談	船橋市内に在住・在勤・在学の女性が抱える様々な悩みに女性カウンセラーが相談に応じます。(要予約)	フェイスビル 5 階 船橋市男女共同参画センター	水 16:00-20:30 金 10:00-16:00	男女共同参画センター 047-423-0757
男性の生き方相談	船橋市内に在住・在勤・在学の男性が抱えている、ご自身の生き方、家庭の問題、仕事などの悩みを男性相談員が電話でお伺いします。	—	月 18:45-20:45(受付は20:15まで)	047-423-0199 (相談専用) 男女共同参画センター 047-423-0757
女性相談	DV を含む女性が抱える様々な悩みごとの相談に応じます。	—	月～金、第2土 9:00～16:00 ※来所相談は要予約	女性相談室 047-431-8745 (相談専用)
消費生活相談	商品・サービスや契約に関する苦情・トラブル等、消費生活についての相談受付と解決のための助言等を行います。	フェイスビル 5 階	月～金、第2・4土曜日 9:00～16:00	消費生活センター 047-423-3006
多重債務専門相談	多重債務問題解決に向けて、弁護士が相談に対応し、助言、あっせん等を行います	フェイスビル 5 階	第2・4土曜日 (要予約) 9:00～16:00	消費生活センター 047-423-3006
外国人総合相談	外国人住民などが、日本で生活するうえでの様々な疑問や相談を多言語で受け付けます。 受付後は相談内容に応じて、情報提供や取次などの方法で対応します。	市役所1階	月～金 9:00～17:00	050-3101-3495 (専用ダイヤル)
SNS 相談@船橋	心身の不調、生活や暮らしの不安などの悩みに関して、LINE を活用した相談窓口を実施しています。	—	月・火・木・金 17:00～21:00 (最終受付 20:30)	地域保健課 047-409-3274
千葉無料カウンセリング	悩みや不安に関して、産業カウンセラーによる対面相談を実施しています。	フェイスビル 5 階	毎月第1木 13:00～17:00 毎月第2日 13:00～17:00 毎月第4日 9:00～13:00 ※要事前予約	043-243-3737

○健康・医療

窓口・制度	概要	場所	受付	問合せ先
船橋市保健センター	保健師や栄養士、歯科衛生士が、健康に関する相談を受けています。 健康上必要と思われる家庭については、訪問し、状況に応じた相談を行います。	各保健センター	月～金 9:00～17:00	各保健センター 中央 047-423-2111 東部 047-466-1383 北部 047-449-7600 西部 047-302-2626
ふなばし健康ダイヤル 24	健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の相談に看護師などの専門家が 24 時間年中無休で応じます。また、最寄りの医療機関や夜間・休日に受診できる医療機関をご案内します。	—	24 時間年中無休	0120-2784-37 (市民専用・通話料無料)
船橋市在宅医療支援拠点ふなばーと	「定期通院が難しい」「自宅で治療を受けたい」「退院後の訪問診療医を探したい」といった、在宅で療養したい患者さんやそのご家族からの相談や、在宅医療・介護関係者等への情報提供や相談などの支援を行います。	保健福祉センター1階	月～金 9:00～17:00	047-409-1736

○高齢者

窓口・制度	概要	場所	受付	問合せ先
船橋市老人福祉センター	高齢者が健康で明るく生きがいのある日常生活が送れるよう、生活相談、健康相談その他各種相談を受けています。	各老人福祉センター	月～土 9:30～16:00	各老人福祉センター 東 047-466-1381 中央 047-438-1105 北 047-449-7601 西 047-429-0810 南 047-495-8011
(公財) 船橋市福祉サービス公社	介護支援専門員、介護福祉士等の有資格者が、在宅介護の悩みや不安などを抱える市民等からの相談に応じ、行政・医療福祉関係事業者等と連携をとりながら、介護者等の悩みや不安の軽減を図ります。	本町 2-7-8 船橋市福祉ビル4階	月～金 9:00～17:00	047-436-2832

○障害

窓口・制度	概要	場所	受付	問合せ先
船橋市障害者成年後見支援センター	船橋市が援護を行う(法律に基づき支援をする)知的障害や精神障害のある方及びその家族に対し成年後見制度に関する電話相談と、市からの依頼を受け、かつ、裁判所において選任されたときに、法人後見を行います。	本町 6-3-16 レックスマンション 602 号室	月～金 9:00～17:00	047-407-4441
船橋市障害者虐待防止センターはーぶ	障害者本人からの届出、虐待を受けていると思われる障害者についての通報等を受け付けます。また、障害者の虐待に関する相談も受けています。	—	月～金 10:00～18:00	047-401-8495
こども発達相談センター	発達上の課題を有する18歳以下の子供について、専門職が電話相談等を行い、必要に応じて関連施設等につなげるなどの支援を行います。	保健福祉センター5階	月～金 9:00～17:00	047-424-7012 047-409-1754 (相談専用電話)

○子育て・教育

窓口・制度	概要	場所	受付	問合せ先
ヤングケアラー相談	ヤングケアラー本人やその家族、その他関係機関等からの悩みや不安・困りごとの相談に応じます。	市役所 3 階	月～金 9:00～17:00	こども家庭支援課 047-436-2408
ひとり親家庭相談	ひとり親家庭・寡婦・離婚を考えている方の日常生活上の悩みや困りごとの相談	①市役所 3 階 ②船橋市母子・父子福祉センター ③フェイスビル 5 階	①月～金 9:00～17:00 ②水（要予約） 9:00～16:00 ③第 2 土（要予約） 13:00～17:00 第 4 水（要予約） 17:30～20:00	こども家庭支援課 047-436-2320
家庭児童相談室	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るための相談先として実施	保健福祉センター 3 階	月～金 9:00～17:00	家庭児童相談室 047-409-3469
家庭教育相談	家庭での教育やしつけ、子供の学校生活、家族関係のことなどの悩みや問題について、相談を行います。	フェイスビル 公民館 など	電話相談 月～金 9:00～16:30 面接相談（※要予約） 月 2 回 10:00～12:00 13:00～15:00	青少年課 047-436-2897
青少年相談	家庭での教育やしつけ、こどもの学校生活、家族関係をはじめこどもや家庭に関する相談を受け付けます。	青少年センター	月～金 9:00～17:00 (受付は 16:00 まで)	青少年センター 047-431-3749

○仕事

窓口・制度	概要	場所	受付	問合せ先
千葉県ジョブサポートセンター	生活や就労の相談、再就職支援及び職業相談・職業紹介を一体的に行いながら就業に係る総合的な支援を行っています。	千葉市中央区新町 3-13 日本生命千葉駅前ビル 3 階	月～金 9:00～17:00 第 1・3・5 土 10:00～17:00 (受付は 16:30 まで)	043-245-9420
(公財) 船橋市生きがい福祉事業団	船橋市内の経験豊かな高齢退職者等の方々に就業の機会を提供することにより、健康の保持・増進と生きがいの充実を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。	本町 2-7-8 船橋市福祉ビル 2 階	月～金 8:45～17:15	047-435-1255